

経 済 産 業 省

20190322貿局第1号
輸入注意事項2019第7号
経済産業省貿易経済協力局

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」(平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」の一部改正について

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」(平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から施行する。

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について（平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号）

改 正 後	現 行
平成16年12月1日付け経済産業省告示第423号（輸入公表の一部を改正する告示）により、標記貨物の輸入については、平成16年12月22日以降二号承認制に移行することとなりました。 このため、平成16年12月22日以降の当該貨物の輸入については、平成16年12月21日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書(以下「輸入申告書等」という。)が受理されていない場合は、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第4条第1項第二号の規定に基づく経済産業大臣の輸入の承認（以下「二号承認」という。）を受けて下さい。ただし、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部<u>国際課</u>の確認を受けて下さい。 この際、当該貨物については下記のとおり取り扱うこととします。 なお、平成16年12月22日以降上記貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成16年12月21日以前に船積みされた場合には、二号承認を要さないこととします。この場合、平成16年12月21日以前に船積みされたことを証する書類を輸入申告書等とともに税関に提出して下さい。 記 (略)	平成16年12月1日付け経済産業省告示第423号（輸入公表の一部を改正する告示）により、標記貨物の輸入については、平成16年12月22日以降二号承認制に移行することとなりました。 このため、平成16年12月22日以降の当該貨物の輸入については、平成16年12月21日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書(以下「輸入申告書等」という。)が受理されていない場合は、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第4条第1項第二号の規定に基づく経済産業大臣の輸入の承認（以下「二号承認」という。）を受けて下さい。ただし、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部<u>漁業調整課</u>の確認を受けて下さい。 この際、当該貨物については下記のとおり取り扱うこととします。 なお、平成16年12月22日以降上記貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成16年12月21日以前に船積みされた場合には、二号承認を要さないこととします。この場合、平成16年12月21日以前に船積みされたことを証する書類を輸入申告書等とともに税関に提出して下さい。 記 (略)